

## 政治家の寄付活動や有権者が寄付を求めることは禁止されています

年末年始は贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政

治家に寄付や贈り物を求めることも禁止されています。寄付禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。詳しくは下記ホームページをご参照してください。

総務省 なるほど!選挙[寄付の禁止]  
[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo08.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html)

問 美郷町選挙管理委員会事務局(町総務課内) ☎0187(84)1111(内線1214)

## 企画財政課

## 平成26年工業統計調査を実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。

調査は平成26年12月31日現在で実施します。対象となる事業所には、平成26年12月下旬から平成27年1月にかけて調査員がお伺いしますので、調査票へのご回答をお願いします。

問 町企画財政課 情報統計班 ☎0187(84)4901(内線2004)

## 税務課

## 1月5日(月)は町県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないかご確認ください

### ■各税の納期限(口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
町県民税(普通徴収)	4期	1月5日(月)		
国民健康保険税(普通徴収)	6期	1月5日(月)	5期	12月1日(月)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	6期	1月5日(月)	5期	12月1日(月)
固定資産税			4期	12月1日(月)

### ■町税や各種使用料などの納付には口座振替が利用できます。

- ①町税 ②簡易水道料金 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料 ⑥保育園保育料
- ⑦児童クラブ利用料 ⑧幼稚園授業料 ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金 ⑪後期高齢者医療保険料

### 口座振替がとても便利です

#### 口座振替のメリット

- ・料金のお支払いに出向く手間が省けます。
- ・お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- ・手数料はかかりません。

### 口座振替を希望する方は次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
- 秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協
- ゆうちょ銀行

※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

※失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により税の納付が難しい場合は、お早めに税務課にご相談ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

平成27年1月～

## 国民健康保険の高額療養費が変わります

平成27年1月から70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が下記のように変更になります。これにより、今までよりも所得要件が細分化され、皆さんの所得に応

じて柔軟な医療費の負担軽減が行われるようになります。  
なお、70歳以上の方の自己負担限度額に変更はありません。

### ■70歳未満の方の自己負担限度額

平成26年12月まで			平成27年1月から		
区分	所得要件	自己負担限度額	区分	所得要件	自己負担限度額
A 上位所得者	基礎控除後の所得 600万円超	150,000円+ (総医療費-500,000円)×1% <多数回該当:83,400円>	ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% <多数回該当:140,100円>
B 一般所得者	基礎控除後の所得 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% <多数回該当:44,400円>	イ	基礎控除後の所得 600万円超～ 901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% <多数回該当:93,000円>
C 低所得者	住民税 非課税	35,400円 <多数回該当:24,600円>	ウ	基礎控除後の所得 210万円超～ 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% <多数回該当:44,400円>
			エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 <多数回該当:44,400円>
			オ	住民税非課税	35,400円 <多数回該当:24,600円>

※同一医療機関等における自己負担では上限額を超えない場合でも、同じ月の複数の医療機関等における自己負担（70歳未満の場合は同一医療機関で同じ月に21,000円以上であることが必要です。）を合算することができます。

※多数回該当とは、過去12カ月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額です。

### ■国民健康保険限度額認定証をお持ちの方へ

平成27年1月からお使いいただく限度額認定証は、平成26年12月中旬から下旬にかけて郵送する予定です。限度額認定証の申請は随時受付していますので、必要の際は、町福祉保健課医療保険班までお越しください。

問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

## 平成26年度成人歯周疾患検診の対象者の方へ 検診期間は12月31日(水)までです

対象者（平成26年度中に40歳、50歳、60歳、70歳になる方）には個別に通知していますが、まだ検診を受けていない方は、この機会にぜひ受診してください。

実施医療機関●美郷町、大仙市、仙北市の協力指定歯科医療機関

料金●800円

協力指定歯科医療機関に支払ってください。ただし、次の方は無料になります。

- ・70歳の方
- ・生活保護世帯の方
- ・町民税非課税世帯の方

問 美郷町保健センター ☎0187(84)4900